

本庄市介護保険条例の一部改正について

1. 低所得者の介護保険料軽減強化による保険料基準額（61,200円）に対する割合の変更

2. 概要

介護保険法施行令の一部改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を平成31年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、軽減強化が段階的に図られます。

3. 軽減対象

所得区分が第1段階から第3段階の方

区分	対象者	対象者数 (H31当初予算ベース)
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	3,784人
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	1,406人
第3段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	1,193人

4. 軽減割合

保険料基準額に対し、公布された政令に準じて段階的な軽減化を図ります。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（予定）
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	0.75	0.625	0.5
第3段階	0.75	0.725	0.7

※平成27年度から所得段階第1段階の方に対し、公費による介護保険料の軽減（0.5→0.45）を実施しています。

5. 今後のスケジュール（予定）

6月 本庄市議会第2回定例会 本庄市介護保険条例の一部改正案の提出
本庄市一般会計・介護保険特別会計補正予算案提出

介護保険料表

(単位：円)

所得段階	対象となる方		平成30～32年度		
			負担率	月額	年額
1	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金^{※1}受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額^{※2}の合計が80万円以下の方 		基準額 ×0.45	2,295	27,540
2	世帯全員が 市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75	3,825	45,900
3		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	3,825	45,900
4	世帯の誰かが 市民税課税で、 本人は市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	4,590	55,080
5		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	5,100	61,200 (基準額)
6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	6,120	73,440
7		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	6,630	79,560
8		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	7,650	91,800
9		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.60	8,160	97,920
10		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	8,670	104,040
11		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.80	9,180	110,160
12		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.90	9,690	116,280
13		前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 ×2.00	10,200	122,400

※1 老齢福祉年金…明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額…「所得」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。
平成30年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1段階から第5段階のみ)を控除した額です。

本庄市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について

1. 策定根拠

○本庄市介護保険条例

第4章 介護保険運営協議会

(所掌事務)

第12条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項

(2) 法第42条の2第5項、法第78条の2第6項、法第78条の4第5項等に規定する地域密着型サービスに関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項

(意見具申)

第13条 協議会は、前条の規定により調査及び審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

○介護保険法

第七章 介護保険事業計画

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三章の二 老人福祉計画

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2. 今後のスケジュール（予定）

令和元年度	5月下旬	策定業務委託事業者庁内選定委員会の設置
	7月～9月	策定業務委託事業者選定
	10月～	庁内検討委員会の設置
	11月～3月	運営協議会2～3回開催
	11月～	日常生活圏域ニーズ調査作成・実施
	2月～	団体アンケート作成・実施
令和2年度	4月～2月	運営協議会4～5回開催
	2月中旬	事業計画案完成

地域密着型サービス事業所指定・更新・廃止状況

○新規指定

番号	指定年月日	所在市町村	事業所名	事業所所在地	サービス区分	備考
1	H31.4.1	藤岡市	デイハウス オアシス	藤岡市三波川215番地2	地域密着型通所介護	要支援→要介護

○指定更新

番号	更新期限	指定年月日	所在市町村	事業所名	事業所所在地	サービス区分	備考
1	H31.2.28	H31.3.1	本庄市	デイサービスセンターファミリーエイド	本庄市朝日町3丁目9番10号	地域密着型通所介護	
2	H31.3.31	H31.4.1	本庄市	しゃくなげ荘	本庄市前原2丁目2番33号	小規模多機能型居宅介護	

○廃止

番号	廃止年月日	所在市町村	事業所名	事業所所在地	サービス区分	備考
1	H31.2.28	本庄市	アップルこだまデイサービスセンター	本庄市児玉町児玉南2丁目11番6号	地域密着型通所介護	
2	H31.3.20	本庄市	デイサービス いこい	本庄市東台3丁目5番40号	地域密着型通所介護	

○管外被保険者受け入れ

番号	協議年月日	同意年月日	保険者名	事業所名	事業所所在地	サービス区分	備考
1	H31.1.29	H31.2.5	神川町	デイサービス縁	本庄市児玉町金屋147番地1	地域密着型通所介護	要支援→要介護
2	H31.4.12	H31.4.18	上里町	アップルデイサービスセンター	本庄市小島6丁目8番3号	地域密着型通所介護	

地域密着型サービス利用状況一覧(H31.5.1現在)

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入居者数(人)	本庄市民(人)	本庄市外(人)
グループホーム やまぶき	朝日町1-14-3	9	9	9	0
トマト村	北堀1939	18	18	18	0
しゃくなげ荘	前原2-2-3	18	18	15	3
グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	9	9	8	1
グループホーム ゆうあい本庄	見福3-8-9	18	17	17	0
グループホーム 元気村	田中105-1	9	9	8	1
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	18	16	16	0
グループホーム まごころ	西富田653-1	18	17	16	1
グループホーム 四季の丘	児玉町飯倉170-3	18	17	17	0
グループホーム 紙ふうせん	今井1325-1	18	17	15	2
合計		153	147	139	8

グループホーム入居状況について (本庄市民が本庄市外の施設を利用)	事業所数	入居者数(人)
	4	6

○地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入所者数(人)
特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	29	29
特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	北堀779-3	29	29

○地域密着型特定施設入居者生活介護(ケアハウス)

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入居者数(人)
ケアハウス グリーンピース	栗崎105-1	29	29

○小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスが受けられます。

事業所名	所在地	登録定員	登録者数
しゃくなげ荘	前原2-2-33	25	10
多機能ホームノエルこだま	児玉町上真下350-1	29	25
小規模多機能あったかほーむ下野堂	下野堂1-14-12	29	27

○認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

事業所名	所在地	定員
デイサービスセンター ジャム	西五十子446-15	12
デイサービスセンター やまぶき (休止中)	朝日町1-14-3	3
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	3

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護職員が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

事業所名	所在地	利用者数
蛍ヶアセンター	西五十子634-3	24

○地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

事業所名	所在地	利用定員
むさしのデイサービスセンター	児玉町飯倉166	17
デイサービスセンター ファミリーエイド	朝日町3-9-10	10
若泉公園デイサービスセンター	若泉2-2-43	15
アップルデイサービスセンター	小島6-8-3	10
通所介護事業所 スペースゆう	本庄3-9-22	10
GENKINEXT 本庄けや木	けや木3-24-27	15
くるみデイサービス	小島3-16-26	13
デイサービス メープル	日の出2-5-8	10
GENKINEXT 本庄児玉	児玉町児玉2497-1	10
デイサービスしんせい	児玉町児玉1070	10
リハプライド本庄	けや木3-25-6	18
アジアリゾートスパ デイサービスアイル	本庄2-5-6	10
デイサービス 縁	児玉町金屋147-1	10
デイサービスセンター さち (休止中)	堀田1011	10

地域密着型通所介護利用状況について (本庄市民が本庄市外の施設を利用※みなし指定を除く)	事業所数	利用者数(人)
	2	3